

5 「サービス業（他には分類されないもの）」のうちのコールセンター

対象地区		市全域		
助成金の名称	企業立地助成金	交付要件	新設又は増設を行う事業で、次に掲げる基準を満たしていること。 投下固定資産総額が1億円以上で、かつ、新規雇用者（本市に住所を有する者に限る。）が20名以上	
		助成金額及び助成率	新設	投下固定資産総額の10%以内に相当する額に、賃借料（建物又は償却資産に係る賃借料に限る。）の50%以内の額を加えた額。ただし、賃借料への助成期間は3年までとする。
			増設	投下固定資産総額の5%以内に相当する額に、賃借料（建物又は償却資産に係る賃借料に限る。）の25%以内の額を加えた額。ただし、賃借料への助成期間は3年までとする。
		助成率	民有地における新設及び増設の助成金額は、上記の2分の1とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。	
	限度額	(1) 5億円 (2) 7億5千万円。ただし、投下固定資産総額50億円以上100億円未満かつ常時雇用者(純増)50人以上の場合。 ただし、賃借料への助成額は年間1千万円を上限とする。		
	雇用促進助成金	交付要件	企業立地助成金に該当する事業者で、かつ本市に住所を有する新規雇用者が5人以上	
		助成金額	新規雇用者（市外からの転入者含む）×20万円	
		限度額	2千万円	
	スマートエネルギー設備導入助成金	交付要件	企業立地助成金に該当する事業者で、かつ当該事業所のスマートエネルギー設備の導入費用であること。	
		助成金額	スマートエネルギー導入の設置に要する経費の20%以内に相当する額。ただし、スマートエネルギー設備の設置に要する経費が投下固定資産総額に含まれる場合は、助成率20%から該当する企業立地助成金の助成率を控除したものをスマートエネルギー設備導入助成金の助成率とする。	
限度額		1億円		

備考

- 1 対象業種の区分は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類による大分類に基づく。
- 2 新設及び増設の定義は次のとおりとする。
 - (1) 新設
 - ①本市の区域内(以下「市内」という。)に事業所を有しない者が市内に事業所を新たに設置すること
 - ②市内に事業所を有する者が当該事業所と異なる業種の事業所を市内に独立して設置すること
 - ③市内に事業所を有する者が本市、国、県若しくは市長が適当と認める公共的機関が市内において分譲する工業用地を新たに取得して事業所を設置すること
 - (2) 増設
 - ①市内に事業所を有する者が、事業規模を拡大する目的で当該事業所と同一業種の事業所を設置すること
- 3 投下固定資産総額の定義は次のとおりとする。

事業所の新設又は増設に必要な、地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地(ただし、取得後3年以内に事業所の新設又は増設の伴い操業開始したものに限り)、家屋及び償却資産の取得費の合計額
- 4 スマートエネルギーの定義は次のとおりとする。

自然エネルギーや未利用エネルギーから創るエネルギー及び革新的なエネルギー高度利用技術を用いて創るエネルギーのことをいう。
- 5 助成金の額に10万円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 6 雇用促進助成金について、これらの助成金が限度額内であっても、事業者が受ける企業立地助成金とこれらの助成金を加算した額が、当該事業者の受ける企業立地助成金の限度額又は特別限度額を超えるときは、この表の規定にかかわらず、当該企業立地助成金の限度額又は特別限度額を当該事業者が受けることができる助成金の額とする。